

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大分県
3. 市区町村名	別府市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/todokede_syoumei/bangouseido/dokujiriyujimu.html">http://www.city.beppu.oita.jp/seikatu/todokede_syoumei/bangouseido/dokujiriyujimu.html</a>

執行機関名 別府市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年別府市条例第39号)別表第1の2の項 別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(昭和50年別府市条例第55号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法 その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、本市の重度心身障害者に対し、医療費の一部を支給することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例、健康保険法(大正11年法律第70号)、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、船員保険法施行令(昭和28年政令第40号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第6条
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付(自立支援医療費を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	重度心身障害者医療費の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二省令 55 条 項 1 号 イ	別府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例第4条 健康保険法(大正11年法律第70号)第115条、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第42条 船員保険法(昭和14年法律第73号)第83条、船員保険法施行令(昭和28年政令第40号)第9条 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第25条において準用する国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第50条 国家公務員共済組合法第60条の2、国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号)第11条の3の5 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第62条の2、地方公務員等共済組合法施行令(昭和37年政令第352号)第23条の3の4 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の3
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))を除く。)若しくは当該障害者の配偶者、当該申請を行う障害者(施設入所支援又は療養介護に係る支給決定の申請を行う者(二十歳未満の者に限る。))に限る。)若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	重度心身障害者医療費の受給資格の認定に係る重度心身障害者又は当該重度心身障害者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
備考		